

厚木市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 林野火災の予防に関する規定について

(1) 趣旨

令和7年2月26日に大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、令和7年8月29日に総務省消防庁から、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部改正が公布され、令和8年1月1日の施行期日に伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。

(2) 概要

林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災予防の意識を醸成するとともに、こうした行為への対策を講じることが重要であることから、広報及び啓発に関し、林野火災の特徴に留意した効果的な取組を行うとともに、林野火災注意報、林野火災警報及びたき火の届出制度の規定について、所要の整備を行うものです。

(3) 主な改正内容（資料2、資料3）

ア 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

厚木市火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものです。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うものです。（第29条関係）

イ 林野火災の予防に関する事項

(ア) 林野火災に関する注意報

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるものです。

また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、厚木市火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないものとします。

さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができますとします。（第29条の8関係）

(イ) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したとき

は、林野火災の発生の危険性を勘案して、厚木市火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる

こととします。(第29条の9関係)

ウ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするものです。

また、消防長は、厚木市火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。(第45条関係)

エ 火災予防条例(例)第45条に第2項を追加したことに伴い、所要の規定の整理を行うものです。(第42条の3関係)

(4) 施行期日

令和8年1月1日(施行日に即時適用)

2 サウナ設備の基準について

(1) 趣旨

サウナ設備について、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する事例が全国で増加しており、従来のサウナ設備とは特性が異なることから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)の改定に伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。

(2) 概要

現行の火災予防条例においてサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備(簡易サウナ設備)に適用される基準について、所要の整備を行うものです。

(3) 主な改正内容(資料4)

ア 簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するものとします。(第7条の2関係)

(ア) 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するものとします。

(イ) 対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更するものとします。

(ウ) 簡易サウナ設備の定義は「屋外その他の直接外気に接する場所に設け

るテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」こととします。

- イ 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこととします。
- ウ 簡易サウナ設備について、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとします。
ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることとします。
- エ 火を使用する設備等の設置の届出について、簡易サウナ設備において個人が設けるもの以外は、届出が必要となります。（第44条関係）

（4）施行期日

令和8年3月1日（施行日に即時適用）

3 感震ブレーカーの推進について

（1）趣旨

感震ブレーカーについて、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要であることから、令和7年3月28日に総務省消防庁から、感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について通知がされ、火災予防条例（例）第29条の7第1項第1号における、住宅防火対策の一環として、感震ブレーカーの普及推進を位置づけることを予定しているため、令和8年3月1日の施行期日に伴い、厚木市火災予防条例の一部を改正するものです。

（2）概要

地震を感じると自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する感震ブレーカーの促進は、電気火災の防止に最も効果的であるため、住宅用防災機器に関する規定について、所要の整備を行うものです。

（3）主な改正内容（資料5）

地震火災の予防の観点から、円滑な普及推進を図るため、住宅における火災の予防の推進において、住宅用防災機器の次に感震ブレーカーを追加するものとします。（第29条の7関係）

(4) 施行期日

令和8年3月1日（即時適用）

4 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため、いずれの条例改正についても実施しません。

林野火災注意報と林野火災警報との関係

資料2

- 消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災注意報及び林野火災警報との通称を用いることとする（厚木市火災予防条例において、林野火災注意報及び林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域を林野周辺の区域に限定することを可能とすることとする）

	林野火災注意報	林野火災警報
法令上の根拠	消防法	消防法
火の使用制限の根拠	厚木市火災予防条例第29条の8	厚木市火災予防条例第29条・第29条の9
対象となる火災	林野火災に限定	林野火災に限定
火の使用制限の対象区域	市長が区域を指定することができる	市長が区域を指定することができる
効果	厚木市火災予防条例で定める 火の使用制限に従うよう努めなければならない (罰則なし)	厚木市火災予防条例で定める 火の使用制限に従わなければならない (罰則あり)

林野火災の予防上注意を要する気象状況



林野火災注意報発令（対象期間 1月～5月）

発令指標（案）

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りではない。

努力義務



指定された区域における火気使用制限

（厚木市火災予防条例第29条）

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ・山林、原野等での喫煙をしないこと。
- ・残火、取灰又は火粉を始末すること。

※今回の一部改正に伴い、裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うことと記されておりましたが、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うもので。

気象状況の悪化



林野火災警報発令（対象期間 1月～5月）

上記の発令指標（案）に加え、強風注意報が発表されている場合

義務



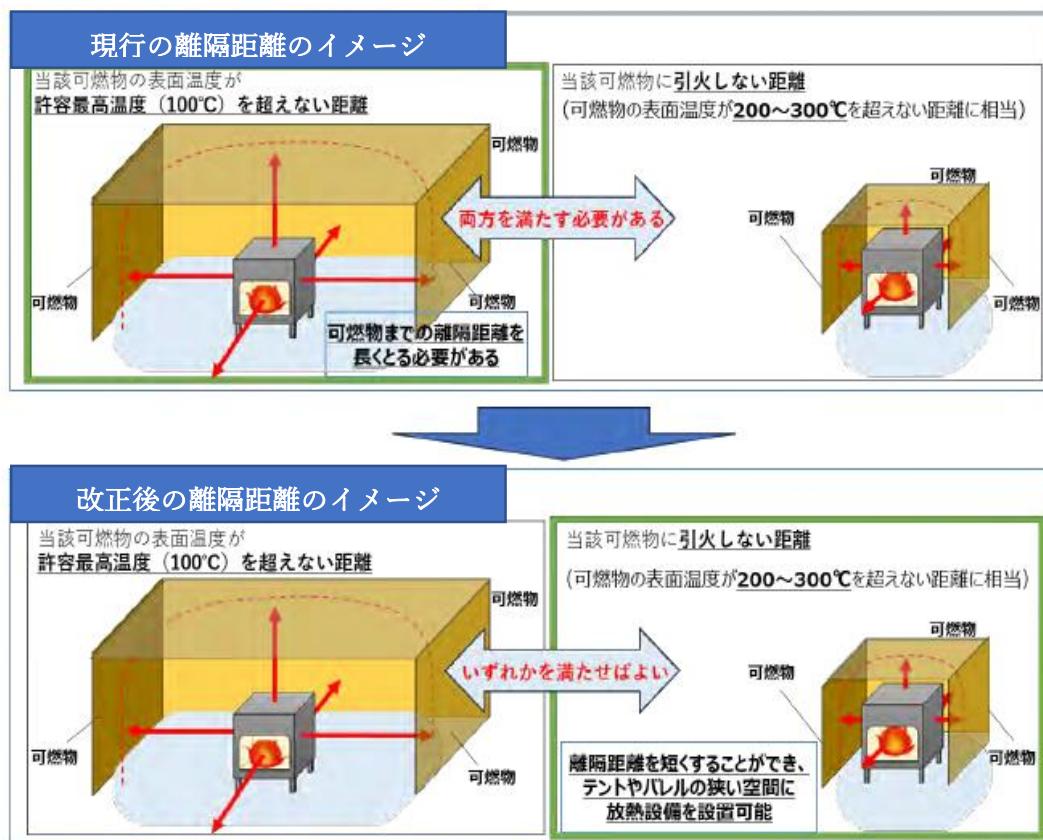
1 簡易サウナ設備の基準（厚木市火災予防条例第7条の2関係）

（1）規制対象となるサウナ設備（簡易サウナ設備）について

従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、屋外等においてテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置するものであり、最大出力6kW以下の薪ストーブ及び電気ストーブを規定とする。



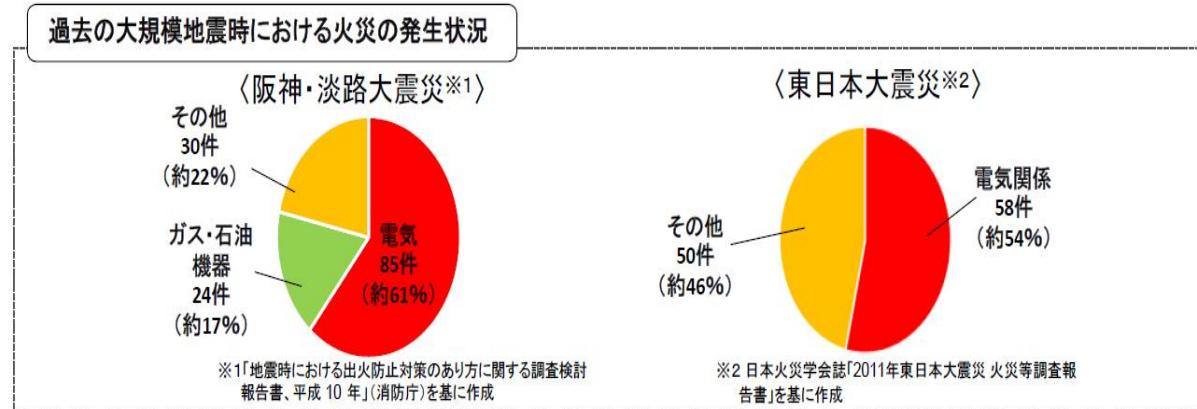
（2）放熱設備（サウナストーブ）と周囲の離隔距離について



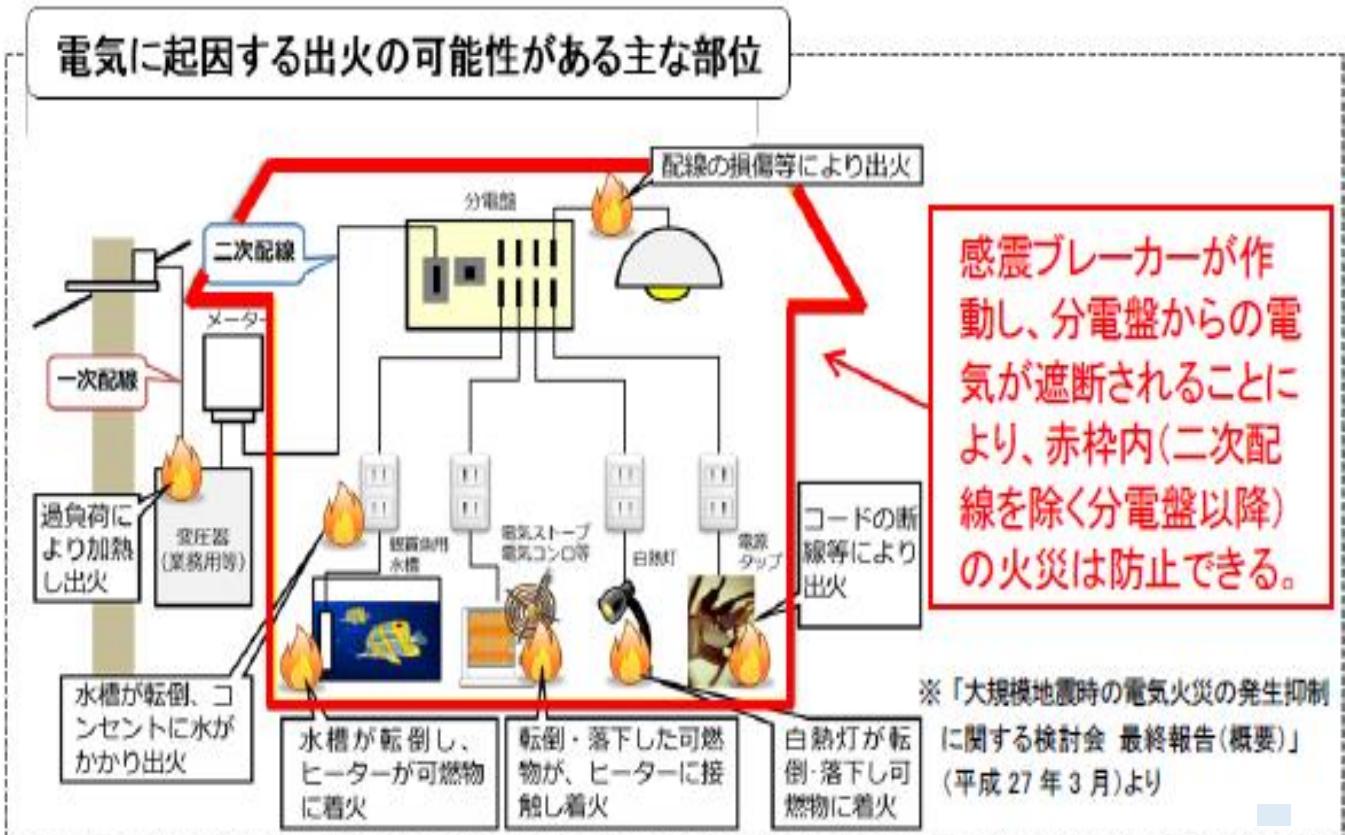
1 感震ブレーカーに関する普及推進（厚木市火災予防条例 第29条の7第1項第1号関係）

（1）過去の大規模地震における火災の発生状況について

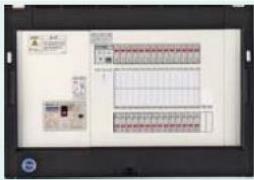
- 過去の大規模地震において、電気を原因とした火災が多く発生している。
- 平成7年の阪神淡路大震災においては、139件の地震火災のうち、電気火災が85件(約6割)、平成23年の東日本大震災においては、108件の地震火災のうち、電気火災が58件(約5割強)発生している。



（2）感震ブレーカーの設置による地震火災の予防効果について



(3) 感震ブレーカーの効果と種類について

	分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
機器概要			 	 
価格	約5万円～8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 感震性能が高く、専門工事業者による設置のため、作動の信頼性が高い。 感震後、通電の遮断までに一定の待機時間（3分程度）が設定されており、その間は照明が確保される。 ※待機時間は変更可能。 待機時間後には、建物全体にわたり通電が遮断されることから、在宅用医療機器等を設置している場合、停電に対処できるようバッテリー等を備えることが必要。 電気工事が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じし、ブレーカーを落として電気を遮断。 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。 	<ul style="list-style-type: none"> コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じし、コンセントから電気を遮断。 	<ul style="list-style-type: none"> ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 感震ブレーカー等の設置の有無に関わらず、地震発生後に自宅から避難する際にはブレーカーを切ることも重要です。 復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認が必要です。 夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカー等が作動した場合、避難時の照明が確保できない可能性がありますので、一般的な防災対策としても、停電時に作動する足元灯や樓中電灯などの照明器具を常備してください。 感震ブレーカー等の設置場所における揺れは、住宅の構造や耐震・免震機能、階層、設置される壁の剛性や開口部の場所等によっても大きく異なります。このため、実際の地震時における感震ブレーカー等の作動は、必ずしも各地の計測震度分布と同等に作動するものではなく、それぞれの家屋の特性等に応じて、屋内において家具の転倒等が生じる程度の大きな揺れが発生した場合に、電熱器具等への通電が遮断されることを期待するものである点について、設置者における理解と周知を図る必要があります。 			